

実施契約書(案) 新旧対照表

No.	頁	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
1	6	16	1			(運営権対価の支払及び返還)	[運営権者は、市に対して、運営権対価並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を、別紙4に定める方法により別紙4に定める期限までに一括して支払う。/運営権者は、市に対して、運営権対価前払金を別紙4に定める方法により別紙4に定める期限までに一括して、また、運営権対価分割金を別紙4に定める方法により別紙4に定める期限までに分割で支払う。この場合において、運営権者は、運営権対価に利息を付すことを要しない。/運営権者は、市に対して、運営権対価分割金を別紙4に定める方法により別紙4に定める期限までに分割で支払う。この場合において、運営権者は、運営権対価に利息を付すことを要しない。]	[運営権者は、市に対して、運営権対価並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を、別紙4に定める方法により別紙4に定める期限までに一括して支払う。/運営権者は、市に対して、運営権対価前払金を別紙4に定める方法により別紙4に定める期限までに一括して、また、運営権対価分割金を別紙4に定める方法により別紙4に定める期限までに分割で支払う。この場合において、運営権者は、運営権対価に利息を付すものとする。/運営権者は、市に対して、運営権対価分割金を別紙4に定める方法により別紙4に定める期限までに分割で支払う。この場合において、運営権者は、運営権対価に利息を付すものとする。]
2	22	46	3			(使用料等及び利用料金設定割合の改定)	運営権者は、前項に規定する場合において、使用料等及び利用料金設定割合の改定を市に対し提案することができる。この場合、市及び運営権者は、当該時点での国内及び市域の経済動向、市の下水道事業会計の財政状況、本利用料金構成内容等を勘案しつつ、提案の合理性及び妥当性を評価し、適切に協議を行う。	運営権者は、前項に規定する場合において、使用料等及び利用料金設定割合の改定を市に対し提案することができる。この場合、市及び運営権者は、当該時点での国内及び市域の経済動向、市の下水道事業会計の財政状況、本利用料金構成内容、 <u>運営権者における事業継続に必要な収益性等を勘案しつつ</u> 、提案の合理性及び妥当性を評価し、適切に協議を行う。
3	32	67	2	(2)		(事業期間)	市の責めに帰すべき事由による主たる事業若しくは附帯提案事業の内容の変更により、本事業が中断又は遅延した場合	市の責めに帰すべき事由により、本事業が中断又は遅延した場合
4	43	91	2			(新技術の導入)	運営権者は、自己が知的財産権を有する知的財産権対象技術を主たる事業又は附帯提案事業に導入した場合、市及び市の指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾したものとみなす。	運営権者は、自己が知的財産権を有する知的財産権対象技術を主たる事業又は附帯提案事業に導入した場合、市及び市の指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾したものとみなす。 <u>ただし、市が有償とすることを認めた場合はこの限りでない。</u>
5	43	91	3			(新技術の導入)	運営権者は、第三者(運営権者の株主を含むが、これに限られない。)が知的財産権を有する知的財産権対象技術を主たる事業又は附帯提案事業に導入した場合、当該第三者をして、市及び市の指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾させなければならない。ただし、当該第三者が運営権者の株主以外の第三者である場合には、運営権者は、当該第三者をして、当該導入技術の利用を無償かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することで足りるものとする。	運営権者は、第三者(運営権者の株主を含むが、これに限られない。)が知的財産権を有する知的財産権対象技術を主たる事業又は附帯提案事業に導入した場合、当該第三者をして、市及び市の指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償(ただし、 <u>市が別途認める場合は有償</u>)かつ無期限で許諾させなければならない。ただし、当該第三者が運営権者の株主以外の第三者である場合には、運営権者は、当該第三者をして、当該導入技術の利用を無償(ただし、 <u>市が別途認める場合は有償</u>)かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することで足りるものとする。
6	51			(54)		別紙1 定義集	「任意事業」とは、本事業用地及び運営権設定対象施設において本契約及び法令等を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において運営権者又は構成企業が実施する事業の総称をいう。	「任意事業」とは、本事業用地及び運営権設定対象施設 <u>又は本事業用地外</u> において本契約及び法令等を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において運営権者又は構成企業が実施する事業の総称をいう。

実施契約書(案) 新旧対照表

No.	頁	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後																								
7	65		2	(1)		別紙4 運営権対価の支払方法 【分割払い（運営権対価前払金+運営権対価分割金）の場合】 2. 運営権対価分割金(1)支払額	<p>運営権者から提案書類によって提案された運営権対価から運営権対価前払金を減じた額を運営権対価分割金とし、これを20で除した額を各回において支払われるべき運営権対価分割金とする。</p> <p>なお、当該20で除した額に1円未満の端数が生じた場合には、第2回目から第20回目までの運営権対価分割金の支払額を当該端数を切り捨てた額とし、第1回目の運営権対価分割金の支払額を運営権対価分割金の総額から第2回目から第20回目までの運営権対価分割金の支払額を減じた額とするものとする。</p> <p>また、本契約第60条の規定によって運営権の行使が停止された場合、運営権の行使が停止された日が属する事業年度及びその後運営権の行使が再開された日が属する事業年度にかかる運営権対価分割金は、1年を365日とする日割計算により算出されるものとし、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>運営権者から提案書類によって提案された運営権対価から運営権対価前払金を減じた額を運営権対価分割金とし、これを20回にわたり支払うことを前提として利息法に基づき算出された各回の運営権対価分割金の元本分及び利息分の合計額を、各回において支払われるべき運営権対価分割金に係る支払額とする。</p> <p>なお、各回の支払額に1円未満の端数が生じた場合には、第2回目から第20回目までの運営権対価分割金の支払額を、当該端数を切り捨てた額とし、第1回目の運営権対価分割金の支払額を運営権対価分割金の総額から第2回目から第20回目までの運営権対価分割金の支払額を減じた額とするものとする。</p> <p>また、本契約第60条の規定によって運営権の行使が停止された場合、運営権の行使が停止された日が属する事業年度及びその後運営権の行使が再開された日が属する事業年度に係る運営権対価分割金は、1年を365日とする日割計算により算出されるものとし、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>運営権対価分割金の元本分及び利息分の内訳（消費税等別）は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1429 794 2065 1018"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払期限</th> <th>元本分</th> <th>利息分¹⁰(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回目</td> <td>令和●年●月●日¹¹</td> <td>●円</td> <td>●円</td> </tr> <tr> <td>第2回目</td> <td>令和●年●月●日</td> <td>●円</td> <td>●円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>●円</td> <td>●円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 利息は、年●%にて算出された金額となる。</p> <p>10 当該利息は、運営開始日（同日を含む。）から、各運営権の存続期間の満了日（同日を含む。）又は（当該満了日が3月末日でない場合には）その直後に到来する3月末日（同日を含む。）まで発生し、年365日の日割計算で算出され、該当する期ごとに後払いで支払う。なお、支払日が金融機関の休日に該当する場合には、直前の営業日を支払日とする。</p> <p>11 各運営権対価分割金及びこれに係る利息の支払は、年1回で各3月末日を予定している。</p>	区分	支払期限	元本分	利息分 ¹⁰ (※)	第1回目	令和●年●月●日 ¹¹	●円	●円	第2回目	令和●年●月●日	●円	●円									合計		●円	●円
区分	支払期限	元本分	利息分 ¹⁰ (※)																													
第1回目	令和●年●月●日 ¹¹	●円	●円																													
第2回目	令和●年●月●日	●円	●円																													
合計		●円	●円																													

実施契約書(案) 新旧対照表

No.	頁	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
8	66		2	(2)		別紙4 運営権対価の支払方法 【分割払い（運営権対価前払金+運営権対価分割金）の場合】 2運営権対価分割金 (2)支払方法及び支払手続	市は、運営権対価分割金の支払期限の20日前までに、運営権者に対して請求書を送付する。運営権者は、市に対して、事業期間にわたり、各事業年度の初日の直前の営業日までに、当該事業年度にかかる運営権対価分割金を、市が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、全事業年度にかかる運営権対価分割金に係る消費税及び地方消費税相当額については、運営権対価前払金とともに支払うものとする。 本事業開始日以降、本事業終了日より前に本契約が解除又は終了した場合、当該解除又は終了した日の属する事業年度にかかる運営権対価分割金は、1年を365日とする日割計算により算出されるものとし、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。	市は、運営権対価分割金の支払期限の20日前までに、運営権者に対して請求書を送付する。運営権者は、市に対して、事業期間にわたり、各事業年度の初日の直前の営業日までに、当該事業年度に係る運営権対価分割金を、市が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、全事業年度に係る運営権対価分割金に係る消費税及び地方消費税相当額については、運営権対価前払金とともに支払うものとする。 本事業開始日以降、本事業終了日より前に本契約が解除又は終了した場合、当該解除又は終了した日の属する事業年度に係る運営権対価分割金は、1年を365日とする日割計算により算出されるものとし、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。
9	66		1	(1)		別紙4 運営権対価の支払方法 【分割払い（運営権対価分割金のみ）の場合】 1運営権対価分割金 (1)支払額	運営権者から提案書類によって提案された運営権対価を運営権対価分割金とし、これを20で除した額を各回において支払われるべき運営権対価分割金とする。 なお、当該20で除した額に1円未満の端数が生じた場合には、第2回目から第20回目までの運営権対価分割金の支払額を当該端数を切り捨てた額とし、第1回目の運営権対価分割金の支払額を運営権対価分割金の総額から第2回目から第20回目までの運営権対価分割金の支払額を減じた額とするものとする。 また、本契約第60条の規定によって運営権の行使が停止された場合、運営権の行使が停止された日が属する事業年度及びその後運営権の行使が再開された日が属する事業年度にかかる運営権対価分割金は、1年を365日とする日割計算により算出されるものとし、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	運営権者から提案書類によって提案された運営権対価を運営権対価分割金とし、これを20回にわたり支払うことを前提として利息法に基づき算出された各回の運営権対価分割金の元本分及び利息分の合計額を、各回において支払われるべき運営権対価分割金に係る支払額とする。 なお、各回の支払額に1円未満の端数が生じた場合には、第2回目から第20回目までの運営権対価分割金の支払額を、当該端数を切り捨てた額とし、第1回目の運営権対価分割金の支払額を、運営権対価分割金の総額から第2回目から第20回目までの運営権対価分割金の支払額を減じた額とするものとする。 また、本契約第60条の規定によって運営権の行使が停止された場合、運営権の行使が停止された日が属する事業年度及びその後運営権の行使が再開された日が属する事業年度に係る運営権対価分割金は、1年を365日とする日割計算により算出されるものとし、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 運営権対価分割金の元本分及び利息分の内訳（消費税等別）は、以下のとおりとする。

実施契約書(案) 新旧対照表

No.	頁	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後																								
								<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払期限</th> <th>元本分</th> <th>利息分¹²(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回目</td> <td>令和●年●月●日¹³</td> <td>●円</td> <td>●円</td> </tr> <tr> <td>第2回目</td> <td>令和●年●月●日</td> <td>●円</td> <td>●円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>●円</td> <td>●円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 利息は、年●%にて算出された金額となる。</p> <p>12 当該利息は、運営開始日（同日を含む。）から、各運営権の存続期間の満了日（同日を含む。）又は（当該満了日が3月末日でない場合には）その直後に到来する3月末日（同日を含む。）まで発生し、年365日の日割計算で算出され、該当する期ごとに後払いで支払う。なお、支払日が金融機関の休日に該当する場合には、直前の営業日を支払日とする。</p> <p>13 各運営権対価分割金及びこれに係る利息の支払は、年1回で各3月末日を予定している。</p>	区分	支払期限	元本分	利息分 ¹² (※)	第1回目	令和●年●月●日 ¹³	●円	●円	第2回目	令和●年●月●日	●円	●円									合計		●円	●円
区分	支払期限	元本分	利息分 ¹² (※)																													
第1回目	令和●年●月●日 ¹³	●円	●円																													
第2回目	令和●年●月●日	●円	●円																													
合計		●円	●円																													
10	67		1	(2)		別紙4 運営権対価の支払方法 【分割払い（運営権対価分割金のみ）の場合】 1運営権対価分割金 (2)支払方法及び支払手続	市は、運営権対価分割金の支払期限の20日前までに、運営権者に対して請求書を送付する。運営権者は、市に対して、事業期間にわたり、各事業年度の初日の直前の営業日までに、当該事業年度にかかる運営権対価分割金を、市が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、全事業年度にかかる運営権対価分割金に係る消費税及び地方消費税相当額については、初回における運営権対価分割金とともに支払うものとする。 本事業開始日以降、本事業終了日より前に本契約が解除又は終了した場合、当該解除又は終了した日の属する事業年度にかかる運営権対価分割金は、1年を365日とする日割計算により算出されるものとし、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。	市は、運営権対価分割金の支払期限の20日前までに、運営権者に対して請求書を送付する。運営権者は、市に対して、事業期間にわたり、各事業年度の初日の直前の営業日までに、当該事業年度に係る運営権対価分割金を、市が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、全事業年度に係る運営権対価分割金に係る消費税及び地方消費税相当額については、初回における運営権対価分割金とともに支払うものとする。 本事業開始日以降、本事業終了日より前に本契約が解除又は終了した場合、当該解除又は終了した日の属する事業年度に係る運営権対価分割金は、1年を365日とする日割計算により算出されるものとし、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。																								